

香川県広域水道企業団条例第4号

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当(第13条の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員(企業長が定める要件を備える職員に限る。)その他これに準ずる職員に対して支給する。</p>

者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(特地勤務手当等)

第12条 略

2 略

第13条 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をしたものに対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をしたものに対して管理職員特別勤務手当を支給する。

(勤勉手当)

第20条 略

(給与の減額)

第23条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（

(特地勤務手当等)

第12条 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として企業長が定めるもの（以下「特地公署」という。）に勤務する職員に対して支給する。

2 略

第13条 特地勤務手当に準ずる手当は、職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は企業長が指定するこれらに準ずる公署に該当するときは、当該職員に対して支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をしたものに対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をしたものに対して管理職員特別勤務手当を支給する。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じて支給する。

(給与の減額)

第23条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員（第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休業（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで間にある子（同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第29条 略

2 第5条、第6条及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員（第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第29条 略

2 第5条、第6条、第8条、第12条、第13条及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3～6 略

3～6 略

(香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年香川県広域水道企業団条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与の種類及び基準に関する特例)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2</u> 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。次項において「給与条例」という。)第3条から第6条まで、第8条及び<u>第14条から第16条まで</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p><u>3</u> 特定任期付職員に対する給与条例第18条の規定の適用については、同条第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。)又は香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年香川県広域水道企業団条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の種類及び基準に関する特例)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2</u> <u>企業長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</u></p> <p><u>3</u> 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。次項において「給与条例」という。)第3条から第6条まで、第8条、<u>第14条から第16条まで及び第20条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p><u>4</u> 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条第3項及び第18条の規定の適用については、同項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。)又は香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年香川県広域水道企業団条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第10条第2項の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

3 施行日以後に新たに香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第13号)第13条の規定により採用された職員及び同条例附則第6項に規定する暫定再任用職員等(以下この項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の規定は、施行日以後に同条に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同条に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。